

公 告

川辺川ダム砂防事務所管内における災害時等応急対策業務 (地質調査・調査測量・設計等)に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

平成26年1月31日

国土交通省九州地方整備局
川辺川ダム砂防事務所長 吉田 邦伸

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、主に川辺川ダム砂防事務所が管理する区間において、大規模災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合に迅速で的確な災害対応を行うため、これに必要な組織及び労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、被災施設の早期復旧及び災害の拡大防止に資することを目的とする。

(2) 業務実施場所

川辺川ダム砂防事務所が管理する川辺川の直轄管理区間及び直轄砂防区域を主な履行場所とする。
また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）において出動を要請する場合がある。

(3) 業務内容

想定される業務内容は主に下記であるが、本基本協定締結業者が可能な範囲とする。

- ①現地踏査及び現地測量、写真撮影等業務
- ②図面及び災害申請資料等の資料作成業務
- ③有人機または無人機による航空写真撮影、各種調査業務
- ④有人機による物資（機材、車両等）の輸送
- ⑤航空レーザー測量、地形判読等業務
- ⑥地質調査、斜面解析、地すべり判定業務
- ⑦災害復旧の設計検討業務（河川、道路、砂防）
- ⑧人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析
- ⑨緊急時の対応に向けた訓練及び研修

(4) 協定期間 平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日

(5) 本基本協定締結業者の選定については、業務実施体制、業務成績等に関する技術資料を総合的に評価して、協定締結業者10者程度を選定する。また、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、対応可能な最適実施業者を選定し、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成25・26年度地質調査業務に係る一般競争(指名競争)参加資格、または、平成25・26年度測量業務に係る一般競争(指名競争)参加資格、または、平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成25・26年度地質調査業務に係る一般競争(指名競争)参加資格、または、平成25・26年度測量業務に係る一般競争(指名競争)参加資格、または、平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)

- 参加資格の認定を平成26年4月1日時点において受けていること。なお、認定されていない場合もしくは協定締結後に一般競争参加資格を失効したときは、失効した日をもって協定を無効とする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又、はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (5) 熊本県内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。
 - (6) 平成15年度以降公告日までに完了した業務において、熊本県内における国・県・機構等・市町村が発注した公共事業に関する、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務、測量業務の業務実績を3件以上有すること。なお、業務実績は川辺川ダム砂防事務所発注の業務を優先的に評価する。
 - (7) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、九州本土内に在勤であること。
 - ① 以下のア) またはイ) のいずれかの資格を保有すること。
 - ア) 技術士（総合技術監理部門、建設部門、応用理学部門〔選択科目；地質〕）、又はRCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門、道路部門、地質部門）を有する者が1名以上。
 - イ) 測量士1名以上、測量士補を含め総計が5名以上。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格要件を満たしている者。
- (2) 技術資料等説明資料に示す各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒868-0095 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

電話：0966-23-3174（代）（内線310）

FAX：0966-22-1293

国土交通省九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所 工務第二課 専門職

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成26年2月3日（月）から平成26年3月5日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒868-0095 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
国土交通省九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所 工務第二課 専門職
- ③ 交付方法：電子CD媒体で貸与するので、登録後速やかに返却すること。また、郵送による交付も応じるので、希望者は（1）に事前に連絡した上で交付期間内に住所、指名等の必要事項を記載した返信用封筒等（切手添付であるもの又は宅急便の着払伝票を同封したもの）を送付すること。

(3) 協定締結参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成26年2月3日（月）から平成26年3月6日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記4.（1）に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

5. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。